上原排水整備設計業務委託

公告日　令和8年 10月 15日

１　業務の概要

(1)業務名	上原排水整備設計業務委託
(2)委託場所	野田市堤根新田字上原地先
(3)委託期間	契約の翌日から令和9年 2月 28日まで
(4)業務番号	管委冠第４号
(5)業種	土木関係の建設コンサルタント業務
(6)概要	本業務は、排水不良箇所を解消するため、新たな管渠を布設する必要があることから、詳細設計業務を行うもの。 排水整備設計 開削工法による口径1,200㎜未満　L=180m 推進工法（国道横断）　L=35m
(7)入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

２　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1)基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成５年７月２０日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成１２年５月１１日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから２年間が経過している者 ⑥入札日前６月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2)入札参加者（事業者）の条件	国土交通省建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条に基づき、「下水道部門」に係る建設コンサルタント登録簿に登録を受けている者 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に「下水道」で登載されていること。
(3)配置技術者の有する資格	①管理技術者 次のいずれかの資格を有する者 ・技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）

	・技術士（上下水道部門：下水道） ・下水道法第22条第1項に規定する資格を有する者 ②照査技術者 次のいずれかの資格を有する者 ・技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道） ・技術士（上下水道部門：下水道） ・下水道法第22条第1項に規定する資格を有する者 ※管理技術者と照査技術者は兼任できない。
(4)配置技術者の雇用期間	公告日において３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
(5)地域要件	千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者
(6)受注実績	過去１０年間において１件の契約額が３００万円以上の管路排水施設の詳細設計業務の受注実績があること。

３　入札手続等

(1)設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間）　この公告の日から開札の日まで
(2)入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） **令和8年 10月 15日（木）午前8時30分から** **令和8年 10月 22日（木）午後5時00分まで**
(3)競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4)質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ①　質疑受付期限 **締切日時：令和8年 10月 22日（木）午後5時00分まで** ②送付先アドレス nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp ③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則２日後(土・日曜日、祝日を除く)の午後５時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5)入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出するこ

	と。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） **令和8年 10月 28日（水）午前8時30分から** **令和8年 10月 29日（木）午後4時00分まで** ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6)積算内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、積算内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 **積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。** ※積算内訳書は本公告７ページに掲載している様式を使用すること。
(7)入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

４　開札の執行

(1)開札	①開札日時 **令和8年10月30日（金）午後2時20分** ②開札場所 **野田市役所高層棟５階ＯＡ研修室**

(2)開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日(土･日曜日、祝日を除く）の午後５時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3)落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。
(4)入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日(土･日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5)落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から３日以内(土･日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

５　その他

(1)予定価格	落札者の決定後に公表
(2)保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の１０分の１以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3)前払金・部分払	①前払金 契約金額が５００万円以上（市内に本店を有する事業者にあっては、請負代金額が１００万円以上）のとき、契約金額の３０％以内で支払うものとする。 ②部分払 出来高の９０％（前払金を含む）以内で、契約金額が５００万円未満のときは１回、５００万円以上のときは２回以内とする。
(4)電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が２者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5)再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回

	の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は１回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は２回までとし、２回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6)最低制限価格制度	本入札は、地方自治法施行令第１６７条の１０第２項に規定する最低制限価格の基準として「野田市最低制限価格制度実施要領」を適用する。 最低制限価格を下回った入札を行った者は、失格とする。 なお、最低制限価格は、落札者決定後に公表する。 ※詳細は、野田市ホームページを参照すること。 ［入札情報］→［入札等に関する書類（様式）及び要綱等］→［10. 入札に関する要綱等］野田市最低制限価格制度実施要領 【ＨＰ検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7)紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②紙入札での参加を認める条件 ・電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合 ・ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合 ・ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード発行の申請中の場合 ・パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書ができない場合 ・その他、野田市が認めた場合 ③入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 （ア）入札書及び積算内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 （イ）封筒表面に業務名、委託場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 （ウ）別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8)留意事項	①無効な入札 （ア）入札に参加する資格を有しない者のした入札

	（イ）制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 （ウ）明らかに談合であると認められる入札 （エ）電子認証書を不正に使用した入札 （オ）入札書の金額が０円の入札 （カ）再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 （キ）積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 （ク）期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 （ケ）電子入札の案件に紙入札で参加するものにあっては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 （コ）その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④その他 （ア）現場説明会は、実施しない。 （イ）入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 （ウ）入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 （エ）入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【ＨＰ検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市　総務部　管財課 住　所：野田市鶴奉７番地の１ 電　話：０４－７１９９－４９２２ 入札情報（野田市ホームページ）【ＨＰ検索】1000685 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

積　算　内　訳　書

年　　月　　日

（宛先）野田市長

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

業　務　名　　上原排水整備設計業務委託

委 託 場 所　　野田市堤根新田字上原地先

項目	金額（円）	備考
直接人件費		
直接経費		
その他原価		
一般管理費等		
合計：業務価格（税抜）		

（最低制限価格）
「野田市最低制限価格実施要領」第４条（２）アを適用

注意事項
１ 積算内訳書は入札の際に必ず提出すること。提出が無い場合、入札は無効となる。
２ 積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、入札は無効となる。
３ 積算内訳書に押印が無い場合、入札は無効となる。ただし、電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合、押印は不要とする。
４ 積算内訳書の各項目の合計金額、「合計：業務価格（税抜）」及び入札書の金額は一致すること。一致していない場合、入札は無効となる。